

秋田県告示第443号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第2項及び第15条第2項の規定により、廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同法第8条第4項及び第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示し、当該申請に係る申請書及び当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「申請書等」という。）を縦覧に供する。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第6項及び第15条第6項の規定により、当該廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を知事に提出することができる。

平成29年10月10日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称 エコシステム花岡株式会社
 - (2) 住所 大館市花岡町字堤沢42番地
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 下 總 正 則
- 2 縦覧に供する申請書等
 - (1) 一般廃棄物処理施設設置許可申請書
 - (2) 産業廃棄物処理施設設置許可申請書
- 3 廃棄物処理施設の設置の場所
大館市花岡町字滝ノ沢82番地の1
- 4 廃棄物処理施設の種類
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項の一般廃棄物の最終処分場
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号に掲げる産業廃棄物の最終処分場
- 5 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (1) 一般廃棄物 不燃物残さ、焼却残灰
 - (2) 産業廃棄物 燃えがら、無機性汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん、ゴムくず、金属くず、鉱さい及び産業廃棄物を処分するために処理したもの（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 6 申請年月日 平成29年9月29日
- 7 申請書等の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 大館市字中城20番地 大館市市民部環境課
 - イ 大館市十二所字平内新田237番地の1 秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部（大館保健所）環境指導課
 - (2) 縦覧期間 平成29年10月10日（火）から同年11月9日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで
- 8 意見書の提出期限、提出先
 - (1) 提出期限 平成29年11月24日（金）午後5時まで（郵送の場合は、当日必着とする。）
 - (2) 提出先 7(1)に同じ。